

# NPO 法人 AQUATAIL 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 AQUATAIL という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、すべての人々が自然・音・空間とふれあい、健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、海洋教育、環境保全、国際協力、スポーツ振興に加え、里山共生型鳥獣管理教育やキャンプ場の整備・運営およびアウトドア体験活動を通じて、青少年の健全育成と地域交流、メンタルパフォーマンス促進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ウォータースポーツ（マリンスポーツ）の体験スクール及びイベント事業
  - ② 海に関する教育及び人材育成事業
  - ③ 海の環境保全事業
  - ④ 海を活用した災害救援事業
  - ⑤ スポーツ・レジャー施設の管理・運営事業
  - ⑥ 自然体験活動（キャンプ、野外活動等）を通じた青少年育成事業
  - ⑦ 地域住民を対象としたキャンプ場の整備・管理・運営事業（非営利目的）
  - ⑧ 環境教育・防災教育を兼ねたアウトドア体験プログラムの企画・実施事業
  - ⑨ 地域自然公園保全、里山共生型鳥獣管理事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
  - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	城賀本 裕介
副理事長	小林 秀光
理事	仲西 一
監事	谷村 和夫
- 3 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市中央区福浜2丁目5番7-722号に置く。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年4月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年2月28日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人)	1,000 円	賛助会員(個人)		1,000 円
		(団体)	1,000 円	賛助会員(団体)	1 口	1,000 円 (1 口以上)
(2) 年会費	正会員	(個人)	1,000 円	賛助会員(個人)		10,000 円
		(団体)	1,000 円	賛助会員(団体)	1 口	10,000 円 (1 口以上)

# 令和8年度 事業計画書

令和8年 3月 1日から 令和9年 2月 28日まで

特定非営利活動法人AQUATAIL

## 1 事業実施の方針

- ・社会的課題の解決に向けた活動の推進
- ・地域コミュニティとの連携強化
- ・持続可能な運営体制の確立
- ・新規事業の検討と既存事業の継続的改善

## 2 事業の実施に関する事項

### (1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
①ウォータースポーツ (マリンスポーツ) の体験スクール及びイベント事業	小中学生・一般市民を中心にマリンスポーツスクールを実施 発表会	7月～9月	行橋市長井浜公園	100	小中学生を中心とした一般市民多数	500
②海に関する教育及び人材育成事業	各種マリンスポーツインストラクターの育成講習会	6月～9月	同上	15	各インストラクター志望者	100
③海の環境保全事業	海岸清掃	7月～9月	同上	40	小中学生を中心とした一般市民	0
④海を活用した災害救援事業	海上保安庁と合同訓練	7月	同上	10	長井浜マリン関係者	0
⑤スポーツ・レジャー施設の管理・運営事業	海水浴場での監視(見守り)場合によって、救助(手助け)	7月～9月	同上	10	小中学生を中心とした一般市民多数	0

⑥ 自然体験活動 (キャンプ、野外活動等)を通じた青少年育成事業	青少年の自然体験による育成	5月～	福津市アウトドアベース大峰山	30	小中学生を中心とした一般市民	150
⑦ 地域住民を対象としたキャンプ場の整備・管理・運営事業(非営利目的)	地域住民向けキャンプ場の整備・管理・運営	5月～	同上	10	福津市アウトドアベース大峰山関係者	100
⑧ 環境教育・防災教育を兼ねたアウトドア体験プログラムの企画・実施事業	環境・防災教育のアウトドア体験	6月～	同上	30	小中学生を中心とした一般市民多数	200
⑨ 地域自然公園保全、里山共生型鳥獣管理事業	地域自然公園の保全と里山の鳥獣管理を推進	5月～	同上	10	小中学生を中心とした一般市民多数	50

# 令和9年度 事業計画書

令和9年 3月 1日から 令和10年 2月 29日まで

特定非営利活動法人AQUATAIL

## 1 事業実施の方針

- ・社会的課題の解決に向けた活動の継続と深化
- ・地域コミュニティとの連携強化および新たなパートナーシップの構築
- ・既存事業の質的向上と効率化
- ・新規事業の企画・実施による組織の持続的発展

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	事業費の予算 額(千円)
① ウォータースポーツ (マリンスポーツ) の体験スクール及びイベント事業	小中学生・一般市民を中心にマリンスポーツスクールを実施 発表会	7月～9月	行橋市長 井浜公園	100	小中学生 を中心とした一般市 民多数	500
② 海に関する教育及び人材育成事業	各種マリンスポーツインストラクターの育成講習会	6月～9月	同上	15	各インストラクター志 望者	100
③ 海の環境保全事業	海岸清掃	7月～9月	同上	40	小中学生 を中心とした一般市 民	0
④ 海を活用した災害救援事業	海上保安庁と合同訓練	7月	同上	10	長井浜マリン関係者	0
⑤ スポーツ・レジャー施設の管理・運営事業	海水浴場での監視(見守り)場合によって、救助(手助け)	7月～9月	同上	10	小中学生 を中心とした一般市 民 多数	0

⑥ 自然体験活動（キャンプ、野外活動等）を通じた青少年育成事業	青少年の自然体験による育成	5月～	福津市アウトドアベース大峰山	50	小中学生を中心とした一般市民	300
⑦ 地域住民を対象としたキャンプ場の整備・管理・運営事業（非営利目的）	地域住民向けキャンプ場の整備・管理・運営	5月～	同上	15	福津市アウトドアベース大峰山関係者	120
⑧ 環境教育・防災教育を兼ねたアウトドア体験プログラムの企画・実施事業	環境・防災教育のアウトドア体験	6月～	同上	50	小中学生を中心とした一般市民 多数	220
⑨ 地域自然公園保全、里山共生型鳥獣管理事業	地域自然公園の保全と里山の鳥獣管理を推進	5月～	同上	30	小中学生を中心とした一般市民 多数	60

令和8年度 活動予算書

令和8年 3月 1日から 令和9年 2月 28日まで

特定非営利活動法人AQUATAIL

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費	0	11,000	11,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0		0
4 事業収益			
マリンスポーツスクール事業収益 (130名)	800,000		
アウトドア青少年育成事業 (実費) 収益	500,000	1,300,000	1,300,000
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計	1,311,000		1,311,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費(役員報酬なし)			
マリンスポーツ講師料	500,000		
アウトドア講師料	150,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	650,000	650,000	650,000
(2) その他経費			
業務委託費	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	0		
消耗品費 (アウトドア使用品・仕入)	250,000		
地代家賃	0		
その他経費計	450,000	450,000	450,000
事業費計	1,100,000	1,100,000	1,100,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
専門家手数料 (税理士・司法書士など)	70,000		
広告宣伝ホームページ	0		
銀行手数料	20,000		
通信運搬費	30,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	150,000
経常費用計			1,250,000
当期経常増減額			61,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			61,000
前期繰越正味財産額			141,086
次期繰越正味財産額			202,086

令和9年度 活動予算書

令和9年 3月 1日から 令和10年 2月 29日まで

特定非営利活動法人AQUATAIL

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(入会金含む)	55,000		
賛助会員受取会費(入会金含む)	0	55,000	55,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0		0
4 事業収益			
マリンスポーツスクール事業収益(130名)	800,000		
アウトドア青少年育成事業(実費)収益	700,000	1,500,000	1,500,000
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計	1,555,000		1,555,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費(役員報酬なし)			
マリンスポーツ講師料	500,000		
アウトドア講師料	300,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	800,000	800,000	800,000
(2) その他経費			
業務委託費	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	0		
消耗品費(アウトドア使用品・仕入)	300,000		
地代家賃	0		
その他経費計	500,000	500,000	500,000
事業費計	1,300,000	1,300,000	1,300,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
専門家手数料(税理士・司法書士など)	70,000		
広告宣伝ホームページ	0		
銀行手数料	20,000		
通信運搬費	30,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	150,000
経常費用計			1,450,000
当期経常増減額			105,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			105,000
前期繰越正味財産額			202,086
次期繰越正味財産額			307,086